

# 東海村立中丸小学校 P T A 会則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、東海村立中丸小学校 P T A と称し、事務局を学校に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は、学校と家庭、社会との提携により、民主的教育の樹立と児童福祉の増進に努めるとともに、会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関する事。
- (2) 学校の教育的環境に関する事。
- (3) 児童の安全に関する事。
- (4) 児童の福祉に関する事。
- (5) 会報発行に関する事。
- (6) 学級、学年の懇談会、集会に関する事。
- (7) 会員、児童の慶弔に関する事。
- (8) 関係機関、団体との連絡提携に関する事。
- (9) その他、本会において必要と認めた事業に関する事。

## 第 3 章 運 営

第 4 条 本会は、教育を目的とする民主団体として、自主的に活動し、児童福祉のため活動する。

2 本会は、他の社会的諸団体及び機関と協力するが、これらの支配、干渉を受けない。

第 5 条 本会は、学校運営について、その活動を支援するための意見を述べ、参考資料を提供するが、学校管理には関与しない。

## 第 4 章 会 員

第 6 条 本会の会員は、東海村立中丸小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。

第 7 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第 5 章 会 計

第 8 条 本会の運営費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第 9 条 会費は、普通会計費及び特別会計費とし、総会において額を決定する。普通会計費は本会の運営に、特別会計費は別に定める東海村立中丸小学校 P T A 特別会計規定に従うところに充て、その残額は次年度に繰り越すことができる。

第 10 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 6 章 役 員

第 1 1 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 3名 (うち1名は教職員)
  - (3) 書記 2名 (1名は保護者, 1名は教職員)
  - (4) 会計 2名 (1名は保護者, 1名は教職員)
- 2 役員は, 必要に応じ役員会を開催し, 第 1 5 条の任務その他について調整を図るものとする。

第 1 2 条 役員の任期は1年とする。ただし, 再任することができる。補欠による役員の任期は, 前任者の残任期間とする。

第 1 3 条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は会員の中から選出する。
- (2) 役員は, 役員選考委員会により推薦された候補者を総会で承認する。

第 1 4 条 役員の兼任は認めない。

第 1 5 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は, 本会を代表して会任を統括し, 総会及び総務委員会を招集し, これを司会する。
- (2) 副会長は, 会長を補佐し, 会長が不在のときは, これを代理する。
- (3) 書記は, 本会の事務を司り, 総会及び総務委員会の議事を記録し, 各種会合について通知する。
- (4) 会計は, 本会のすべての経理を担当し, 総会において会計監査委員の監査を経て決算報告をする。

## 第 7 章 会計監査

第 1 6 条 本会に会計監査委員3名を置く。任期は1年とし, 再任することができる。

第 1 7 条 会計監査委員は, 役員選考委員会で選考し, 総会の承認を受ける。

第 1 8 条 会計監査委員は, 年度内の会計を監査し, その結果を総会に報告する。

## 第 8 章 会 議

第 1 9 条 本会は, 次の会議を開く。

- (1) 総会は年度当初にこれを開く。ただし, 必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 総務委員会は, 必要に応じ随時開くことができる。
- (3) 専門委員会, 学年委員会, 地区委員会及び役員選考委員会は, 必要に応じ随時開くことができる。
- (4) 会議における議決は, 出席者の過半数の同意を要する。

## 第 9 章 総 会

第 20 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は本会の最高議決機関であり、事業、予算、決算等の審議、役員の選出、その他重要事項を議決し、定足数は会員の3分の1とする。
- 3 臨時総会は、総務委員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、会長が召集する。

## 第 10 章 総務委員会

第 21 条 本会に総務委員会を置く。

- 2 総務委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会の役員、専門委員会の委員長、学年委員会の委員長、地区委員会の委員長及び役員選考委員会の委員長並びに学校長で構成する。

第 22 条 総務委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会の議事及び日程を立案する。
- (2) 専門委員会、学年委員会、地区委員会及び役員選考委員会の連絡調整を行う。
- (3) 必要がある場合、予算委員会等の特別委員会を設ける。
- (4) その他重要事項を処理する。

## 第 11 章 専門委員会

第 23 条 本会に生涯学習委員会及び楽しい学校づくり委員会の2専門委員会を置く。

- 2 委員は、学年ごとに会員の中から1名を選出し、委員長1名及び副委員長1名を各専門委員会において互選する。
- 3 正副専門委員長は、必要に応じ会議を開催し、事業内容、予算等について専門委員会間の調整を図るものとする。
- 4 正副専門委員長を除いた各専門委員の中から、役員選考委員それぞれ1名を選出する。

第 24 条 専門委員会は、総会及び総務委員会の議決事項を実践するための諸活動を行う。

(第 24 条の 4 を第 23 条の 3 にする)

- 2 生涯学習委員会は、すべての会員がよりよい保護者、教職員になることを目指し、会員相互のつながりを深め、学校、児童、家庭の連携を親密にするために必要な事業を行う。
- 3 楽しい学校づくり委員会は、教育環境の充実改善を図るとともに、児童の健やかな成長と会員の健康づくりに協力するために必要な事業を行う。
- 4 正副専門委員長は、必要に応じ会議を開催し、事業内容、予算等について専門委員会間の調整を図るものとする。

## 第 12 章 学年委員会

第 25 条 本会に学年ごとに学年委員会を置く。

- 2 学年委員会は、本会の目的に従い、当該学年に適応した事業を行う。
- 3 委員は、学年ごとに会員の中から2～4名を選出し、委員長1名及び副委員長1名を学年委員会において互選する。
- 4 正副学年委員長は、必要に応じ会議を開催し、事業内容、予算等について学年間の調整を図るものとする。
- 5 正副学年委員長を除いた委員の中から、役員選考委員2名を選出する。

### 第13章 地区委員会

第26条 本会に地区ごとに地区委員会を置く。

- 2 地区委員は、互いに協力し、本会の円滑な運営を図るため、地区内会員の連絡調整に当たるとともに、児童の校外生活指導を行う。
- 3 委員は、地区ごとに会員の中から2名を選出し、委員長1名及び副委員長1名を各地区委員会において互選する。但しフロースタ地区は4名とする。
- 4 正副地区委員長は、必要に応じ会議を開催し、事業内容、予算等について地区間の調整を図るものとする。
- 5 正副地区委員長を除いた委員の中から、役員選考委員1名を選出する。

### 第14章 役員選考委員会

第27条 本会に役員選考委員会を置く。

- 2 役員選考委員会は、本会の次年度の役員を選考する。
- 3 委員は、専門委員の中から2名、学年委員の中から2名、地区委員の中から1名を選出し、計5名で役員選考委員会を構成する。委員長1名及び副委員長1名を役員選考委員会において互選する。

第28条 本会則は、総会において3分の2以上の同意によって改正することができる。ただし、改正案の提出については、その内容を総会の前に全会員に通知しなければならない。

第29条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

#### 附 則

本会則は、	昭和28年	5月 9日	一部改正
	昭和32年	4月27日	一部改正
	昭和35年	4月21日	一部改正
	昭和36年	4月19日	一部改正
	昭和46年	5月 9日	一部改正
	昭和47年	4月26日	一部改正
	昭和51年	4月21日	一部改正
	昭和52年	4月28日	一部改正
	昭和59年	4月21日	一部改正
	昭和60年	4月27日	一部改正
	平成 3年	4月20日	一部改正
	平成 4年	4月18日	一部改正
	平成 7年	4月23日	一部改正
	平成10年	4月18日	一部改正
	平成18年	4月15日	一部改正
	平成19年	4月21日	一部改正
	平成20年	4月19日	一部改正
	平成22年	4月17日	一部改正
	平成30年	4月21日	一部改正
	平成31年	4月20日	一部改正
	令和 2年	5月 7日	一部改正

附 則 この会則は、令和2年5月 8日から施行する。

## 東海村立中丸小学校PTA慶弔規定

PTAにおいて取り扱う慶弔は、次の通りとし、その都度の協議は、総務委員会とする。

慶弔を受けた場合、一切返礼はしないこととする。

- 1 職員の転退職記念品
- 2 会員の見舞い及び弔慰
- 3 児童の見舞い及び弔慰
- 4 功労者の表彰及び慰労

職員の転退職記念品

- ①職員の転退職の際に記念品を贈る。(花束等)

会員の見舞い及び弔慰

- ① 会員の死亡 15,000円とする。
- ② 不慮の災害 都度協議する。

児童の見舞い及び弔慰

- ① 児童の死亡 15,000円とする。
- ② 不慮の災害 都度協議する。

この規定は、昭和51年4月21日から効力を発する。

附 則

本規定は、昭和59年4月21日	一部改正
昭和60年4月27日	一部改正
平成 元年4月22日	一部改正
平成 6年4月23日	一部改正
平成11年4月17日	一部改正
平成22年4月17日	一部改正

## 東海村立中丸小学校 PTA 特別会計規定

PTA の特別会計において取り扱う項目は、学芸向上研修、慶弔、その他とし、その内容は次の通りとする。その都度の協議は、総務委員会とする。

1. 学芸向上研修
  - ① 児童の学芸向上のため必要と認められるもの。その内容と金額については、その都度協議する。
2. 慶弔
  - ① 東海村立中丸小学校 PTA 慶弔規定に従う。
3. その他
  - ① PTA 運営上特に措置を講ずる必要があるもの。その内容と金額については、その都度協議する。

この規定は、平成19年4月21日から効力を発する。